

令和5年5月8日

保護者のみなさまへ

堺市教育委員会
堺市立津久野中学校
校長 船橋 俊彦

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症の対応について

平素は本市教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

保護者のみなさまにおかれましては、日々の子どもの健康管理や感染症対策にご協力いただき、重ねて御礼申しあげます。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症に係る対応を下記のとおり変更いたしますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1 新型コロナに感染した場合の出席停止基準について

学校保健安全法施行規則改正により、次の表のとおりとします。

出席停止対象者	出席停止期間
有症状陽性者（※1）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（※3）した後1日を経過するまで
無症状陽性者（※2）	検体採取日から5日間を経過するまで

※1 有症状陽性者の出席停止期間は、発症日を0日目として起算。

※2 無症状陽性者の出席停止期間は、検体採取日を0日目として起算。

※3 「症状が軽快」とは解熱剤を使用しなくても解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

○出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されますので、ご家庭で適宜ご判断いただきますようお願いします。

学校園では、マスクの着脱について強制することではなく、また児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導してまいります。

○感染が不安で登校（園）を控えたい場合は、学校園までご相談ください。

2 今後の感染症対策について

発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合は、登校（園）を控えていただき、自宅で休養するようにしてください。

学校園では、常時換気に努め、石けんによるこまめな手洗いを指導するなどして、平常時からの基本的な感染症対策を講じます。

地域や学校において、感染が流行している場合などには、平時の感染症対策に加え、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」を控えたり、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保したりするなどの対策についても、状況に応じて検討します。